委員会からのお知らせ

第204回食品安全委員会議事概要

平成19年8月30日(木) 14:00～15:00

議事概要:

(1)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

〇農薬 3品目
1)カルプロパミド 2)ピラスルホトール 3)フルトラニル
〇動物用医薬品 1品目
4)ジクロキサシリン
・厚生労働省から説明。
・1)～3)については農薬専門調査会において、4)については動物医薬品専門調査会において審議することとなった。

＜参考＞
1)殺菌剤で、稲に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。
2)除草剤で、小麦、大麦等への残留基準値の設定が申請されています。国内における農薬登録はありません。
3)殺菌剤で、稲、ばれいしょ等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。
4)抗生物質です。
1)、3)、4)はいずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(2)添加物専門調査会における審議状況について

1)「ナイシン」に関する意見・情報の募集について
・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

＜参考＞
1)チーズ等の保存料として、欧米諸国等で広く使用されています。

(3)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1)農薬「キノキシフェン」に係る食品健康影響評価について
・事務局から説明。
・「一日摂取許容量(ADI)を0.2mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
2)動物用医薬品「フロルフェニコール」に係る食品健康影響評価について
3)動物用医薬品「フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)」に係る食品健康影響評価について
4)動物用医薬品「フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)」に係る食品健康影響評価について
・2)～4)について事務局から説明。
・「フロルフェニコールの一日摂取許容量(ADI)を0.01mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。

＜参考＞
1)殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。
2)～4)抗菌剤で、牛及び豚の細菌性肺炎などの治療に使用します。
1)～4)はいずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(4)鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシMON863系統の90日間反復投与毒性試験で得られたデータの再解析に係る見解について(報告)

・事務局から説明。
・「MON863がヒトの健康に悪影響を及ぼすことを示す新たな懸念はないと考えられる。」との遺伝子組換え食品等専門調査会の見解が了承され、MON863については、改めて食品健康影響評価を行わないこととなった。

＜参考＞
・コウチュウ目(鞘翅目ともいう)害虫に対し抵抗性を持つトウモロコシです。

(5)食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成19年度評価依頼予定物質について

・18物質を追加し合計231物質となることを厚生労働省から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237
Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.
プライバシーポリシー